

令和8年度佐久市人権同和教育推進協議会次第

日 時:令和8年5月28日(木)
午前10時～11時
場 所:佐久市中央隣保館2階

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 自己紹介

4 会長・副会長選出

5 会長・副会長あいさつ

6 会議事項

(1)令和7年度 人権同和教育事業報告について

(2)令和8年度 人権同和教育事業計画について

(3)その他

7 閉 会

佐久市人権同和教育推進協議会委員名簿【HP用】

任期:令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

ふ り が な 名 前	所 属 等	新任・再任
うえはら しん 上原 伸	教育機関及びその関係団体の代表者	再任
たかはし ゆきひこ 高橋 幸彦	教育機関及びその関係団体の代表者	新任
のむら まさゆき 野村 雅幸	教育機関及びその関係団体の代表者	新任
さとう としひろ 佐藤 俊弘	教育機関及びその関係団体の代表者	新任
おざわ とりよ 小澤 酉代	教育機関及びその関係団体の代表者	再任
やなぎさわ れいこ 柳澤 礼子	教育機関及びその関係団体の代表者	再任
おくむら しげこ 奥村 繁子	教育機関及びその関係団体の代表者	再任
きたはら としあき 北原 利昭	教育機関及びその関係団体の代表者	再任
こばやし みつお 小林 光男	行政機関及びその関係団体の代表者	再任
おおい けんきち 大井 健吉	行政機関及びその関係団体の代表者	新任
さとう ちえこ 佐藤 千榮子	行政機関及びその関係団体の代表者	新任
まるやま ようぞう 丸山 陽造	行政機関及びその関係団体の代表者	再任
はら ひでまさ 原 英正	識見を有する者	再任
やまうら れいいち 山浦 励一	識見を有する者	再任
にむら やすたか 二村 康隆	識見を有する者	新任
うすい えみ 碓氷 恵美	識見を有する者	再任
みやはら ひでとし 宮原 秀敏	識見を有する者	再任
はしもと てるみ 橋本 輝己	識見を有する者	再任
おかもと おしひさ 岡本 佳久	識見を有する者	再任

令和7年度 人権同和課 人権同和教育事業報告

1 就学前における人権同和教育

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象	参加者等	前年度実績
(1) 就学前人権同和教育研修会	ア 保育所等の保護者・保育士等を対象に研修会を開催。	1月29日人の数だけ性があるりんごっ子保健室キャラバン隊 吉田アイ子氏	あさしな保育園	保護者・保育士等	45人	141人
		2月10日子ども情報端末のより良い関係やあり方 子どもとメディア信州インストラクター 高橋美香氏	あさしな保育園	保護者・保育士等	22人	

2 学校における人権同和教育

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象	参加者等	前年度実績
(1) 学校人権同和教育推進事業	ア 学校教育計画の中に人権同和教育を明確に位置づけ、人権同和教育推進のため、学事職員会を通じ各学校に委託料を支出し研修会等を実施。	年間計画に基づき実施	各小・中学校	小・中学校教職員	475人	539人
(2) 人権同和教育研究委員会事業	ア 各学校との連携を保ち推進体制の強化を図る。 イ 地域及び児童・生徒の実態に即した人権同和教育推進のあり方について研究。 ウ 学事職員会を通じ各学校に委託料を支出し、人権同和教育研究事業等を実施し、実践資料等を作成。	年間	学事職員会	小・中学校教職員	2049人	2511人
(3) 補助教材配本事業	ア 小学1・3・5年生、中学1年生の人権同和教育を充実させるため、学習教材として副読本「あけぼの」を配布。	5月	各小・中学校	児童、生徒、教職員	21校 3,249冊	21校 3,547冊
(4) 教職員人権同和教育研修会事業	ア 人権同和教育の充実を図るために、学校教職員を対象に研修会を実施。	7月29日「デートDVは人権侵害へ教職員ができること・すべきこと」一般社団法人アウェア代表理事山口のり子氏	創錬センター	小・中学校教職員	145人	104人
(5) 新任・転入教職員人権同和教育研修会事業	ア 人権同和教育の充実を図るため、新任・転入学校教職員を対象に研修会を実施。	5月19日「あけぼの」の活用について長野県同和教育推進協議会事務局長綱千直人氏	浅間会館	小・中学校教職員	68人	93人
(6) PTA人権同和教育研修会事業	ア PTAで人権同和教育の研修会を実施。 イ 各小中学校での保護者参観日等に講演会や研修会を実施。	年間計画に基づき実施	各小・中学校	児童、生徒、保護者、職員	6,568	6,183人
(7) 人権同和少年教育促進事業	ア 解放子ども会（教科学習、解放学習）望月解放子ども会 会員38名（小学生31名・中学生7名）（指導員、小中学校教諭）	週1回	望月人権文化センター	解放子ども会会員等	小学生 19回 中学生 20回 延367人	小学生 20回 中学生 20回 延441人
	イ 地域との交流会	7月30日	望月人権文化センター	解放子ども会会員等	55	47人
	ウ 野外学習	8月6日	野辺山国立天文台	解放子ども会会員等	38人	42人
	エ いのちの駅伝（望月地区内を駅伝し、メッセージを小・中・高校、市長、小中校長会理事長へ直接届ける。後日、市内全小中学校へメッセージを伝達）	10月25日	望月地区	解放子ども会会員、望月小・中、長野西高等学校望月サテライト校、指導委員等	100人	104人
(8) 学校における人権同和教育への支援体制	ア 学校での人権同和教育を支援するため、希望する学校へ佐久市人権同和教育推進員を派遣する。	随時	各小・中学校	各小・中学校	1回（中込中学校）	1回（浅科中学校）

3 地域における人権同和教育

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象	参加者等	前年度実績
(1) 巡回研修事業	ア 市内各区へ人権同和学习会の開催を文書で依頼。 イ 人権同和教育推進員26名により各区での人権学習、研修、懇談会を実施。 ウ 機会人権同和教育研修会の実施。	随時	主に各地区の公会場等で開催	地区市民、施設職員等	13回 692人	17回 477人
(2) 人権同和教育講座	ア 同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決に向け、市民の正しい理解と認識を育むために実施。(隔年7地区)	8月28日 9月4日	中込地域	地域住民	21人	浅間地域47人
		9月11日 9月28日	東地域	地域住民	51人	野沢地域41人
		9月25日 10月2日	浅科地域	地域住民	35人	望月地域28人
		10月9日 10月16日	臼田地域	地域住民	48人	合計116人
					合計155人	
	同和問題：東信教育事務所 中村哲氏 一般人権(ジェンダー)：推進員 木内清氏					
(3) 一般啓発事業	ア 公民館報「さくし」に「人権シリーズ」を掲載 イ 視聴覚教材(人権啓発DVD等166本)の利用呼びかけ ウ 各種大会への参加、呼びかけ等 エ 人権啓発資料の提供	随時	広報誌ほか	市民	4回 (人権シリーズ)	4回 (人権シリーズ)
(4) 人権同和教育学級事業	ア 同和地区住民等を対象に各支部単位で実施。	随時	各集会所	支部住民	3支部 34人	3支部 31人
(5) 集会所研修事業	ア 同和地区住民等を対象に各支部単位で実施。 (生け花、舞踊、料理、手芸、生活改善等学習)	随時	各集会所	支部住民	7集会所	7集会所
(6) 人権・男女共生フェスティバル	ア 市民を対象に人権意識の高揚を図り、人権尊重と男女共生のまちづくりを目指して実施。	11月15日 講演：産婦人科医 高尾美穂氏	佐久平交流センター	市民	350人	291人

4 企業における人権同和教育

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象	参加者等	前年度実績
(1) 企業人権同和教育推進事業	ア 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会の総会及び研修会を実施。	6月	書面	会員企業	・121社 ・役員12名	・123社 ・役員12名
	イ 人権に関する週間・月間等における啓発活動	11月女性に対する暴力をなくす運動(パープルライトアップ)	佐久市役所本庁舎、会員企業	会員企業	2社	/
		3月8日国際女性デー	佐久市役所本庁舎	協議会主催	メッセージカード100枚配布	
	ウ 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会主催 企業人権教育研修会を実施。	1月	人権教育啓発冊子等送付(CSRと人権)	会員企業	121社	123社
	エ 企業を対象とした研修会への参加	7月29日 企業人権セミナー 12月12日 佐久地区企業人権教育企業主研修会	松本市中央公民館 佐久合同庁舎	会員企業	1名 10名	1名 11名
オ 佐久市職員人権同和教育研修会を実施。	2月5日 内容：アンコンシャスバイアス講師：一般社団法人アウェア代表理事山口のり子氏	佐久市役所南棟会議室	職員	41人	28人	

令和8年度 人権同和課 人権同和教育事業計画

目標

<就学前における人権同和教育>

- 1 保育所・幼稚園等においては、保護者・保育士等を対象に、人権課題について正しく理解するための各種研修会を開催し、知識の普及と人権意識の高揚を図ります。
- 2 家庭と保育所・幼稚園・地域等が一体となり、子どもの「思いやりの心」を育てます。

<学校における人権同和教育>

- 1 基本的人権を尊重し、現代社会に根強く存在する部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすことをめざします。
- 2 学校内の人権同和教育推進の体制を確立するとともに、諸条件の整備を図ります。
- 3 同和地区児童、生徒等の学力の向上や進路指導の徹底と就学・進学に努めます。

<地域における人権同和教育>

- 1 地域における人権同和教育においては、人権意識の高揚を図り、すべての市民が人権尊重に徹した基本理念を踏まえ、自らの問題として部落差別の撤廃をはじめあらゆる差別をなくすために、関係機関および関係諸団体との連携を密にして実践的教育活動を推進します。
- 2 人権同和教育の地域拠点施設として、同和対策（教育）集会所の管理運営に努めます。

<企業における人権同和教育>

- 1 企業での公正採用と就職差別の撤廃に向けて、関係機関との連携による取り組みを促進します。
- 2 人権啓発資料の配布や、DVD等の貸出しによる啓発活動の充実を図ります。
- 3 関係機関と連携し、より多くの学習機会の確保に努め、人権同和教育の推進を図ります。

1 就学前における人権同和教育

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象
(1) 就学前人権同和教育研修会	ア 保育所等の保護者・保育士等を対象に研修会を開催。	未定	保育園等	保護者・保育士等

2 学校における人権同和教育

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象
(1) 学校人権同和教育推進事業	ア 学校教育計画の中に人権同和教育を明確に位置づけ、人権同和教育推進のため、学事職員会を通じ各学校に委託料を支出し研修会等を開催。	年間計画に基づき実施	各小・中学校	小・中学校教職員
(2) 人権同和教育研究委員会事業	ア 各学校との連携を保ち推進体制の強化を図る。 イ 地域及び児童・生徒の実態に即した人権同和教育の推進のあり方について研究。	年間	学事職員会	小・中学校教職員
(3) 補助教材配本事業	ア 小学1・3・5年生、中学1年生の人権同和教育を充実させるため、学習教材として副読本「あけぼの」を配布。	4月～5月	各小・中学校	児童、生徒、教職員
(4) 教職員人権同和教育研修会事業	ア 人権同和教育の充実を図るために、学校教職員を対象に研修会を開催。 イ 人権同和教育の実践発表。	7月27日	浅間会館	小・中学校、高校教職員
(5) 新任・転入教職員人権同和教育研修会事業	ア 人権同和教育の充実を図るため、新任・転入学校教職員を対象に研修会を開催。	5月18日	佐久市役所南棟	小・中学校、高校教職員（新任・転入）
(6) P T A人権同和教育研修会事業	ア P T Aで人権同和教育の研修会を実施。 イ 各小中学校での保護者参観日等に講演会や研修会を開催。	年間計画に基づき実施	各小・中学校	児童、生徒、保護者、職員
事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象
(7) 人権同和少年教育促進事業	ア 解放子ども会（教科学習、解放学習） 望月解放子ども会 会員20人程度（予定） （小学生・中学生） （指導員、小中学校教諭）	週1回	望月人権文化センター	解放子ども会会員等
	イ 地域との交流会	7月29日	望月人権文化センター	解放子ども会会員等
	ウ 野外学習	8月5日	佐久穂町 元気の出る公園	解放子ども会会員等
	エ いのちの駅伝 （望月地区内を駅伝し、メッセージを小・中・高校、市長、小中学校長会理事長へ直接届ける。 後日、市内全小中学校へメッセージを伝達）	10月24日	望月地区	解放子ども会会員、望月小・中・高校、指導委員等
(8) 学校における人権同和教育への支援体制	ア 学校での人権同和教育を支援するため、希望する学校へ佐久市人権同和教育推進員を派遣する。	随時	各小・中学校	小・中学校教職員

3 地域における人権同和教育

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象
(1) 巡回研修事業	ア 市内各区へ人権同和学習会の開催を文書で依頼。 イ 人権同和教育推進員26名により各区での人権学習、研修、懇談会を開催。 ウ 機会人権同和教育研修会を開催。	随時	各地区の公会場 および施設等で 開催	地区市民、施設職員等
(2) 人権同和教育講座	ア 同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決に向け、市民の正しい理解と認識を育むために開催。(野沢、望月、浅間地区)	9月3日 9月10日	野沢地区 野沢会館	地区市民
		9月17日 9月25日	望月地区 駒の里ふれあい センター	地区市民
		10月1日 10月8日	浅間地区 浅間会館	地区市民
(3) 一般啓発事業	ア 公民館報「さくし」に「人権シリーズ」を掲載 イ 視聴覚教材(人権啓発DVD等166本)の利用呼びかけ ウ 各種大会への参加、呼びかけ等 エ 人権啓発資料の提供	随時	広報誌ほか	市民
(4) 人権同和教育学級事業	ア 同和地区住民等を対象に各支部単位で開催。(人権同和教育学習会、懇談会等)	随時	各集会所	支部住民
(5) 集会所研修事業	ア 同和地区住民等を対象に各支部単位で開催。 (生け花、舞踊、料理、手芸、生活改善等学習)	随時	各集会所	支部住民
(6) 人権・男女共生フェスティバル	ア 市民を対象に人権意識の高揚を図り、人権尊重と男女共生のまちづくりを目指して開催。講演会等。	11月14日	佐久平交流センター	市民

4 企業における人権同和教育

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象
(1) 企業人権同和教育推進事業	ア 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会の総会及び研修会の開催。	6月	総会(書面決議)	会員企業
	イ 人権に関する週間・月間等における啓発活動の実施	随時	佐久市役所・会員企業等	会員企業
	ウ 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会人権啓発研修会の開催。	2月(予定)	未定	会員企業
	エ 佐久市職員人権同和教育研修会を開催。	1月(予定)	未定	市職員

令和8年度 研修等開催日程表

日付	曜日	時間	研修・会議名	講師	内容	会場
6月19日	金	未定	東信地区社会人権教育研修会	佐久総合病院院長 色平哲郎 氏	全体講演及び分科会	小諸市市民交流センター
7月27日	月	15:30～16:45	佐久市教職員人権同和教育研修会	満蒙開拓平和記念館 館長又は事務局長	満蒙開拓の歴史	浅間会館会議室1・2
7月28日	火	未定	東信地区社会人権教育研修会(スキルアップ講座)	未定	テーマ「障がい者」	東御市第一体育館
8月30日	日	13:00～15:00	市民フォーラム	佐久市危機管理課 モンゴル馬頭琴奏者	出前講座 モンゴル馬頭琴演奏	市民創縁センター
9月3日	木	18:30～20:00	佐久市人権同和教育講座(野沢)同和問題	東信教育事務所学びの共創課 荻原 忍氏	同和問題	野沢会館会議室1・2
9月10日	木	未定	第49回長野県同和教育研究大会	未定	未定	長野県総合教育センター(塩尻市)
9月10日	木	18:30～20:00	佐久市人権同和教育講座(野沢)一般入権	人権同和教育推進員 吉澤 隆 氏	一般入権	野沢会館会議室1・2
9月17日	木	18:30～20:00	佐久市人権同和教育講座(望月)同和問題	東信教育事務所学びの共創課 荻原 忍氏	同和問題	駒の里ふれあいセンター会議室
9月25日	金	18:30～20:00	佐久市人権同和教育講座(望月)一般入権	人権同和教育推進員 吉澤 隆 氏	一般入権	駒の里ふれあいセンター会議室
10月1日	木	18:30～20:00	佐久市人権同和教育講座(浅間)同和問題	東信教育事務所学びの共創課 荻原 忍氏	同和問題	浅間会館会議室1・2
10月6日	火	未定	東信地区社会人権教育研修会(スキルアップ講座)	未定	同和問題	小諸市役所会議室
10月8日	木	18:30～20:00	佐久市人権同和教育講座(浅間)一般入権	人権同和教育推進員 吉澤 隆 氏	一般入権	浅間会館会議室1・2
10月24日	土	9:00～	解放子ども会「いのちの駅伝」		望月小・中、望月サテライト校にて伝達式	望月人権センター、駒の里
11月14日	土	午後	人権・男女共生フェスティバル	作家、エッセイスト 朴慶南(パク キョンナム) 氏	テーマ「外国人の人権」	佐久平交流センター
12月5日	土	9:00～	もちづき&子ども人権フェスティバル	未定	未定	望月人権文化センター
12月中旬		未定	部落解放研究集会	未定	未定	未定

改正

平成20年3月28日教委告示第7号
令和2年5月15日教委告示第14号

(設置)

第1条 佐久市人権同和教育基本方針に基づき、人権同和教育の振興と推進を図り、差別のない明るい社会づくりのため、佐久市人権同和教育推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 協議会は、目的達成のため、次の事項について調査及び研究し、事業を推進する。

- (1) 人権同和教育の総合的推進に関すること。
- (2) 人権同和教育の連絡調整に関すること。
- (3) 人権同和教育の研修・啓発に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権同和教育を推進するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから教育長が選任する。

- (1) 教育機関及びその関係団体の代表者
- (2) 行政機関及びその関係団体の代表者
- (3) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、市民健康部人権同和課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日教委告示第7号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月15日教委告示第14号)

この要綱は、告示の日から施行する。